

平成28年度 農地中間管理事業に対する事業評価委員意見

1 28年度目標に対する実績について

農地中間管理機構を通して賃借権を設定した農地面積は、27年度は、目標の1,300haに対し、約1,106haと目標の約85%を達成したが、28年度は、目標である1,200haに対し、約645haと目標の約54%に止まり、厳しい結果となった。

これは、農地の受け手となる担い手の高齢化や農地中間管理事業のメリット措置である機構集積協力金の制度改正などが影響したものと考えられるが、農地中間管理事業による農地集積は農業振興の重要な課題であり、各市町に対し、農地中間管理事業による具体的な集積計画の策定等、実績確保に向けた取組強化を要請するなど継続した取組に努められたい。

2 各地域の推進体制強化と農地利用最適化推進委員との連携について

農地の新規集積の促進には、地域ごとに農地集積に対する農家意識の向上に努めることが重要であり、県振興局や市町、農業委員会等の連携を強化するための推進体制づくりに、機構も積極的に参加し、地域の実情に沿った事業推進に努められたい。

あわせて、28年度から担い手への農地利用の集積・集約化など、農地利用の最適化が農業委員会の必須業務となり、その中心的な役割を果たす農地利用最適化推進委員が、29年度中には全ての農業委員会に配置されることから、農地利用最適化推進委員と機構駐在員や県農地集積専門員との連携を密にして、積極的な事業推進を図られたい。

3 重点実施区域の設定による計画的な推進について

農地中間管理事業の重点実施区域は、地域ぐるみで農地流動化を進めようという機運が生じている区域や土地改良事業に取り組もうとしている区域などを、機構の業務委託先である市町が県振興局と連携して定めている。

重点実施区域において、確実に事業推進を図るために、関係機関が連携して、推進課題を共有しながら、集積目標の実現に取り組まれたい。

4 新規集積農地面積の確保について

機構集積協力金の制度改正により、新規集積農地面積の確保がこれまで以上に重要となった。

新規集積農地面積の内訳を担い手別にみると、認定農業者が94%（うち集落営農法人は48%、参入企業は18%）であり、認定新規就農者は5%を占めている。

今後も認定農業者の経営改善計画やそれぞれの担い手の拡大意向の実現に向け、新規集積農地の確保を支援するとともに、新たな担い手の育成に努められたい。

また、更なる上積みを図るために、畑地や樹園地、牧草地など水田以外の農地についても集積に努められたい。

5 優良農地情報の把握について

担い手への農地の集約化は、農地中間管理事業の重要な目的であり、集約化を進めるためには、機構が出し手の農地情報を把握した上で、まとまった優良農地の情報をストックしておく必要がある。

農地の出し手から貸付希望のある農地で借受け先が確定していない農地であっても、一定の面積規模を有しているなどの条件を満たす場合は、機構が登録農地として農地情報をストックし、受け手とのマッチングを行うよう努められたい。

6 米政策の見直しに向けた水田の畑地化について

平成30年産米からの国の米政策の見直しに向けて、県においては29年産の主食用米の作付けを28年産から1,000ha少ない20,100haとする目標を設定し、「米から園芸への転換」を掲げ、水田の畑地化の推進を打ち出した。

水田の畑地化の推進により、園芸を指向する農家へのまとまった農地の集積・集約化が必要となることが考えられるため、機構としても、県と連携して事業の推進に努められたい。

平成29年3月

大分県農地中間管理事業評価委員会 委員長 森山 有男